

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会  
ふれあい・いきいきサロン活動支援遊具貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とするふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）等に対してサロン活動支援遊具（以下「遊具」という。）を貸出し、その活動を支援することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊具の種類)

第2条 遊具の種類については、(別表1)サロン遊具一覧に定める。

(貸出対象の要件)

第3条 遊具の貸出対象の要件は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 本会に登録しているふれあい・いきいきサロン団体
- (2) 本会が事務局を担う団体

(貸出の制限)

第4条 遊具の申込があった場合で、次に該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 遊具を使用することで、他団体等との支障があるとき。
- (3) 過去の遊具の使用・管理等で、本会が不相当と認めたとき。

(貸出の期間)

第5条 遊具の貸出期間は、使用日前後の一週間とする。但し、天候事情等により貸出又は返却が困難な場合、期間の延長ができる。

(借用申請)

第6条 遊具の借用を希望する者は、あらかじめ申込責任者が所定の様式「遊具借用申請書」を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。

(使用料)

第7条 第3条第1項において、貸出しを行う場合は、使用料を徴収しない。

(貸出・返納の方法)

第8条 遊具の貸出・返納の方法は、原則として、使用者において運搬する。

- 2 使用者は、使用後の遊具の手入れ・点検を行い、返納の際に本会の確認を受ける。

(転貸等の禁止)

第9条 遊具の貸出を受けた者は、その目的以外に使用又は転貸してはならない。

(弁償)

第10条 貸出期間中に、故意又は過失により遊具を破損又は亡失したりした時は、原則として、申込責任者は、これを弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。